

資料4

内閣府防災が 行うべき人材育成の あり方について

1. 人材育成のあり方

防災庁設置準備アドバイザー会議 報告書 令和7年6月4日

第三章 防災庁が今後取り組むべき防災施策の方向性と具体的な施策

4. 防災施策推進のための共通基盤の形成

(4) 防災に関する標準化された災害対応・人材育成体制の構築

- 産官学民の関係者が災害の種別を問わず、共通した行動原則により、災害規模に応じて柔軟に体制を構築して災害対応に当たることができるよう、被災現場での意思決定や支援体制、対応手順の標準化（日本版 NIMS(National Incident Management System)/ICS(Incident Command System)の検討）、関係機関が連携した人材育成・研修システムの構築、実践的な研修・訓練の実施を推進する（**防災大学校**など教育・訓練機能の検討）

第四章 防災庁に求められる組織体制の在り方

3. 専門人材の確保・育成

- 防災庁職員に限らず、地方自治体職員や民間人材も対象とした教育・訓練機能を有するとともに、全国の地方自治体の防災拠点との連携を推進することが必要である。

（出典）内閣官房HP：

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bousaichou_preparation/pdf/adobaizakaigi_houkoku.pdf

経済財政運営と改革の基本方針2025 令和7年6月13日閣議決定 （抄）

4. 国民の安心・安全の確保

(1) 防災・減災・国土強靱化の推進

(防災体制の抜本的強化)

人命・人権最優先の防災立国を実現するため、政府の防災施策を俯瞰し、縦割りを排した徹底的な事前防災の推進及び発災時・復旧復興期の対応の司令塔とし、内閣直下で平時から政府全体の防災施策の実施をリードして加速する勧告権当の権限を有する防災庁は、内閣総理大臣を助ける専任の大臣を置き、大規模災害の発生時においても、初動時からの災害の対応と、避難生活環境の改善、福祉支援の強化、地域の防災力強化、官民連携、防災教育・啓発、**人材育成・訓練**、防災DX、AIロボティックスの最先端技術を活用し災害現場で実働し得る救助ロボットなどの防災技術の研究開発・国際展開等の事前防災の推進を並行・継続して実施できる十分な予算、専門人材を含む人員・体制を確保する。地方の防災拠点についても、検討を進める。